

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

令和5年4月27日

総務大臣 松本 剛明
文部科学大臣 永岡 桂子
農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 西村 明宏 殿

さぬき市長 大山 茂樹
（公印省略）
さぬき市森行地域棚田連絡協議会

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

指定棚田地域振興活動計画（案）

作成主体の名称：さぬき市森行地域棚田連絡協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

森行の棚田（田,5.5ha,1/8.0、畑,0.15ha,21.5°（1/2.54））
範囲については別添のとおり(凡例：赤申請田、黄申請畑)

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・担い手の確保
 - －令和6年度までに棚田保全に取り組む集落営農組織の新規組合員を1名増加させる。
- ・生産性・付加価値の向上
 - －令和6年度までに法面草刈機を導入し、労務を10%削減する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全
 - －令和6年度までに里地里山保全のため、有害鳥獣を年間5頭以上捕獲する。
- ・伝統文化の継承
 - －構成員が中心となって五穀豊穰を祝い、地域住民で集まり年1回秋祭りを開催する。
 - －郷土料理として受け継がれていた押寿司の復興のため、体験会の開催を検討する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米を活用した商品化の推進
 - －令和6年度までに、森行棚田米の産直での販売を行い、年間の販売量を600kgから800kgを達成する。

3 計画期間

認定の月から～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

<森行の棚田(別添1参照)>

5.5ha、1/8.0 68筆

① 棚田等の保全

- ・担い手の確保
 - －集落営農組合の組織をより一層拡充強化し、雇用の場を創出することで新規組合員の増加を図る。令和6年度までに1名増を目標とする。
 - ・生産性・付加価値の向上
 - －森行の棚田において、法面草刈機による作業などスマート農業の取組みを推進する。令和6年度までに法面草刈機2台を導入し、労務の10%削減を行う。
- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
- ・自然環境の保全
 - －年間5頭の捕獲目標達成のため、くくり罠・はこ罠を用いて有害鳥獣の捕獲を行う。また、鳥獣害防止柵の点検を実施し維持管理を行う。
 - ・伝統文化の継承
 - －毎年秋に地域住民で集まって秋祭りを行い、五穀豊穰を祝う
 - －郷土料理である押寿司の復興を目指し、体験会開催の検討会を行う。
- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興
- ・棚田米を活用した商品化の推進
 - －山間地特有の昼夜の気温差と良質な溪谷水を活かし、地元エコファーマーが高品質で安全・安心な棚田米を栽培する。
 - －定着している顧客販売の拡充に加え、産直での店頭販売を強化する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

さぬき市森行地域棚田連絡協議会（以下「協議会」という）の参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

（協議会は、協議会の参加者の2/3以上の合意に基づき指定棚田地域振興活動計画を作成し、指定棚田地域振興活動計画の実施に係る連絡調整を行う。協議会の主催、会の開催及び記録はさぬき市が行う。）

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項